

第2期北上市子ども・子育て支援事業計画の策定方針について

1. 趣旨

本市における子ども・子育て支援の総合的な取り組みを推進するため、子ども・子育て支援法に基づき「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

2. 計画策定の背景

(1) 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などに伴う家庭や地域での子育て力の低下、保育ニーズの増加による深刻な待機児童問題など、社会が抱える課題を解消するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」開始され、市町村は、5年を1期とする計画策定が義務付けられた。

(2) 第1期子ども・子育て支援事業計画が令和元年度で終了する。

3. 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条に基づく計画として策定する。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び子どもの貧困対策推進に関する法律に基づく市町村における子どもの貧困対策についての計画として位置づけるとともに、他の既存計画との整合性を図り推進する。

4. 計画期間について

令和2～6年度 (5年間)

平成17～21年度	平成22～26年度	平成27～31年度	令和2～6年度
北上っ子 すくすくプラン 北上市次世代育成 支援対策地域行動計画 (前期計画)	北上っ子 すくすくプラン 北上市次世代育成 支援対策地域行動計画 (後期計画)	北上市 子ども・子育て 支援事業計画 第1期	北上市 子ども・子育て 支援事業計画 第2期
→	→	→	→

5. 策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会（幹事会）

検討委員会	教育長 教育部長	企画部長	財務部長	まちづくり部長	保健福祉部長	商工部長
幹事会	総務課長 学校教育課長	政策企画課長	財政課長	地域づくり課長 生涯学習文化課長	福祉課長 国保年金課長 健康増進課長	産業雇用支援課長

(2) 子ども・子育て会議（審議機関）

北上市子ども・子育て会議条例に基づく組織
(各種団体からの推薦等による委員15名)

6. 計画策定にあたって留意すべき事項

30年度に実施したニーズ調査の結果、第1期改革の検証、現在の課題等を踏まえ、国の基本指針に即して計画策定する。

- (1) 幼児教育・保育の無償化実施
- (2) 放課後児童クラブ（学童保育所）の施設整備
- (3) 待機児童の解消に向けた保育施設の整備
- (4) 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の設置による妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の体制構築
- (5) 子どもの貧困対策の推進

7. 今年度スケジュール

- R01. 11月 策定方針協議（検討委員会・子育て会議）、庁議
11月 現行計画検証分析・ニーズ量検討（幹事会）
11～1月 次期計画素案作成、協議（検討委員会・子育て会議）
政策推進会議
1月 次期計画案を作成協議（検討委員会・子育て会議）
- R02. 2月 市議会全員協議会
2月 パブリックコメント
3月 庁議決定